

特定福祉用具販売 重要事項説明書

あなたがご利用を検討している特定(介護予防)福祉用具販売について、事前に知りたい内容をご説明します。ご不明な点や分りにくいこと等があれば、ご遠慮なくご質問下さい。

第1条 特定(介護予防)福祉用具販売を提供する事業者について

事業者(法人)名	医療法人社団 東北福祉会
代表者名	理事長 佐藤 牧人
所在地	〒989-3201 仙台市青葉区見ヶ丘6丁目126番地51
連絡先	TEL : 022-727-7722 FAX : 022-727-7727

第2条 ご利用者様に対してサービス提供を実施する事業所について

1. 事業所の所在地等

事業所名	医療法人社団 東北福祉会 介護老人保健施設 せんだんの丘 福祉用具(貸与・特定販売)事業所
介護保険指定事業所番号	0455180042
事業所所在地	〒989-3201 仙台市青葉区見ヶ丘6丁目126番地51
事業所の通常の事業の実績地域	仙台市内、富谷市内、名取市内

2. 事業所の目的および運営方針

事業の目的(要約)	専門相談員が要介護又は要支援にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とします。
運営方針(要約)	専門相談員は、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具販売等の選定の援助、取付け、調整を行い、ご利用者様の生活が安心して行え、介護する者の負担の軽減を図るよう支援します。

3. 営業日と営業時間

サービス提供 可能な日と時間帯	営業日	月曜日～土曜日(日曜日を除く)
	営業時間	午前8時30分～午後5時30分
事業所窓口の営業日及 び営業時間	営業日	月曜日～土曜日(日曜日を除く)
	営業時間	午前8時30分～午後5時30分

4. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。	常勤 1人
福祉用具専門相談員	適切な福祉用具の選定、設置、調整等を行います。特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成を行います。	常勤換算 2人以上

第3条 提供するサービスの内容及び費用について

1. 提供するサービスの主な内容

- ①福祉用具の選択をお手伝いします。ご利用者様の心身の状況、ご要望やお住まい等を考慮し、適切な福祉用具を紹介し、選んでいただきます。又、特定(介護予防)福祉用具販売計画書を作成し交付します。
- ②福祉用具の取扱に関するご説明をします。ご利用される福祉用具の取扱説明書を交付し、取扱方法・注意点及びトラブル対応の方法等について、ご説明します。
- ③福祉用具のアフターサービス(変更・修理・交換)を行います。福祉用具に破損や故障が発生した場合には、速やかに対応します。

2. 特定(介護予防)福祉用具販売の種目については、次のとおりです。

- ①腰掛便座 ②入浴補助用具 ③簡易浴槽
- ④移動式リフトの吊り具の部分 ⑤自動排泄処理装置の交換可能部分

3. 特定(介護予防)福祉用具販売の品名、販売費用等については、別添のカタログ等に記載のとおりとします。

- 4. 介護保険給付内サービスのご利用にあたっては、介護保険対象費用の総額から保険請求額を差し引いたご利用料金がご利用者様の自己負担分となります。なお、介護保険給付金額に減額がある場合は、減額分はご利用者様のご負担となります。
- 5. お支払いについては、仙台市内は受領委任払い、それ以外の市町村は償還払いとなります。受領委任払いの場合は、自己負担金額のみの支払いになります。償還払いの場合は、一旦販売費用の全額を自己負担いただき、手続き完了後、市町村よりご利用者様へ介護保険対象費用の総額から保険請求分(減額がある場合は、減額分を差し引いた額)が支払われます。

ご参考

- ・介護保険適用の支給限度基準額は、1年間で10万円が上限となります。
- ・支給限度額の管理期間は、毎年4月1日からの1年間となり、その期間は同一種目の福祉用具の購入は出来かねます。ただし、同一種目でも用途及び機能が異なる場合、破損した場合、要介護状態区分等が著しく高くなった場合などは、同一種目でも再度購入は可能です。

第4条 その他の費用について

交通費	ご利用者様のお住まいが通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求します。なお、自動車を使用した場合は通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmにつき50円を請求します。
-----	--

第5条 請求及びお支払い方法について

請求方法	・販売費用及びその他の費用の合計金額を請求します。 ・請求書は明細を添えてご利用者様宛にお届けします。
------	--

お支払方法	1. 購入した福祉用具と請求書の内容を照合した上、下記のいずれかの方法により、お支払いください。
	①現金支払い
	③お振込(振込手数料は利用者様ご負担でお願い致します。)
2. お支払いを確認しましたら領収書を送付いたしますので保管ください。	

第6条 秘密の保持と個人情報について

1. ご利用者様又はそのご家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業所の従業者が、サービス提供する上で知り得たご利用者様又はそのご家族に関する機密を、正当な理由なく第三者にもらしません。この秘密を保持する義務は、販売後も継続します。

2. 個人情報の保護について

事業者は、ご利用者様から予め文書に同意を得ない限り、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様のご家族の個人情報についても、予め文書に同意を得ない限りご利用者様のご家族の個人情報を用いません。業者がご利用者様またはその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、又は処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

第7条 サービスの提供にあたって

1. サービスの提供に先立って、お客様の介護保険被保険者証に記載された内容を確認します。記載事項に変更が生じた場合には、速やかに事業所へお知らせください。

2. ご利用者様が要介護(要支援)認定を受けていない場合や、要介護(要支援)認定更新が行われていない場合には、事業者は必要な援助を行います。

第8条 サービス提供に関する相談、苦情窓口について

1. ご利用者様からご相談や苦情があった場合には、直ちに管理者が利用者様またはご家族に連絡を取り、直接訪問するなどして、詳しい事情を聞くとともに、当該サービス実施の担当職員からも事情を確認します。

2. 苦情処理については、検討結果等に基づき、出来る限り速やかに利用者様またはご

家族に対する対応を行います。

3. 苦情の内容及び処理の結果については、記録した上で台帳に保管し、再発の防止に役立てます。
4. サービスの提供に関してご相談や苦情がある場合は下記の窓口へご連絡またはご相談ください。

事業所の窓口 (事業者の担当部署・窓口の名称) 日曜日を除く	所在地 仙台市青葉区見ヶ丘6丁目126番地51号 医療法人社団 東北福祉会 事業所名 介護老人保健施設 せんだんの丘 福祉用具(貸与・特定販売)事業所 管理者 斎藤 宏樹 TEL 022-727-7722 FAX 022-727-7727 営業曜日 月曜日～土曜日 受付時間 午前8時30分～午後5時30分
市町村の窓口 (ご利用者様の居宅がある市町村の 介護保険担当部署の名称) 年末年始(12/29～1/3)、祝日を除く	添付の「苦情・お問い合わせ窓口一覧」をご確認ください。
公的団体の窓口 国民健康保険団体連合会 年末年始(12/29～1/3)、祝日を除く	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口 TEL 022-222-7700 FAX 022-222-7260 営業曜日 月曜日～金曜日 受付時間 午前9時～午後4時

第9条 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者様やご家族の方から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第10条 心身の状況の把握

特定(介護予防)用具販売の提供にあたっては、居宅介護支援事業者や介護予防支援事

業者が開催するサービス担当者会議などを通じて、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス、または、福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

第11条 居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等との連携

- 事業者は、サービス提供にあたり、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス、福祉サービス等の提供者と密接な連携に努めます。
- 事業者は、サービス内容が変更された場合は、その旨を書面(またはその写し)にて速やかに居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に連絡をします。

第12条 サービスの提供の記録

- 事業者は、特定(介護予防)福祉用具販売の実施ごとに、その販売日付、種目、品名及び、販売費用等について記録を行い、その記録はサービス提供日から5年間保存します。
- ご利用者様は、利用者に対して保存されているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

第13条 特定(介護予防)福祉用具販売の見積もりについて

ご利用者様の居宅(介護予防)サービス計画に沿って、以前にお伺いした日常生活の状況やご利用の意向に基づき、見積書を作成の上、交付します。

第14条 虐待の防止について

事業者は、高齢者を抱きたいと言う権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するために、ご利用者様などの人権擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

措置の概要	①国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び学会を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めます。
	②ご家族等の養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。

第15条 事故発生時の対応

事業者は、サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様のご家族、ご利用者様に関わる自宅介護(介護予防)支援事業所に速やかに連絡するとともに、当該事故の状況及び措置についての記録その他必要な措置を講じます。

第16条 緊急時及び上災害時の対応方法

サービス提供中にご利用者様に緊急の事態が発生した場合は、事前にご利用者様から指定された緊急連絡先及び介護支援専門員に速やかに連絡します。また、風水害等の発

生により危機管理状態に陥った場合は、関連部署への迅速な連絡と相談を行い、適切な処理を行います。

第17条 損害賠償について

事業者は、損害保険に加入しており、福祉用具の結果もしくは第6条に反して、ご利用者様やご家族の方などの身体、財物などを傷つけた場合、速やかにその損害を賠償します。ただし、以下の順に回答する場合には、事業者は損害賠償の義務を負いません。

1. ご利用者様が、疾患、精神状態及び福祉用具の設置、使用環境など、選定に必要な事項について声にこれを告げずに、又は不実の告知に起因して損害が発生した場合。
2. ご利用者様の急激な体調変化等、事業者が実施したサービスを原因とし起因した損害が発生した場合。
3. ご利用者様が事業者及びその従業員の指示、説明に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

苦情・問い合わせ窓口一覧

仙台市保険高齢部 介護事業支援課居宅サービス指導係	
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1	TEL:022-214-8192 FAX:022-214-4443
青葉区役所 介護保険課 介護保険係	
〒980-8701 仙台市青葉区上杉1-5-1	TEL:022-225-7211 FAX:022-222-7119
宮城野区役所 介護保険課 介護保険係	
〒983-8601 仙台市宮城野区五輪2-12-35	TEL:022-291-2111 FAX:022-291-2371
泉区役所 介護保険課 介護保険係	
〒981-3189 仙台市泉区泉中央2-1-1	TEL:022-282-1111 FAX:022-375-3785

若林区役所 介護保険課 介護保険係	TEL:022-282-1111 FAX:022-282-1152
〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3-1	
太白区役所 介護保険課 介護保険係	
〒982-8601 仙台市太白区長町南3-1-15	TEL:022-247-1111 FAX:022-249-1131
宮城総合支所 保険福祉課	
〒989-3125	TEL:022-392-2111 FAX:022-392-2228
仙台市青葉区下愛子字観音堂5	
秋保総合支所 保険福祉課	
〒982-0243	TEL:022-399-2111 FAX:022-399-2924
仙台市太白区秋保町長袋字大原45-1	
名取市役所 健康福祉部 介護長寿課	
〒981-1292 名取市増田字柳田80	TEL:022-384-2111 FAX:022-384-2128
富谷市 保健福祉部 長寿福祉課	
〒981-3392 富谷市富谷坂松田30	TEL:022-358-0513 FAX:022-358-2370

特定福祉用具販売 重要事項説明書

特定福祉用具販売について事業者から重要な事項の十分な説明を受けて理解が得られ、利用者と事業者が特定福祉用具販売の内容を相互に確認した上で、特定福祉用具購入がされることに同意します。

本重要事項説明書は、正副を作成、利用者と事業者が以下の通り署名をもって契約を締結し、各1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名

事業者 住所 〒989-3201 仙台市青葉区国見ヶ丘6丁目126番51号
医療法人社団 東北福祉会
介護老人保健施設 せんだんの丘

氏名 施設長 土井勝幸